

# 所得税と消費税の税制改革

## - 所得不平等の観点から -

東洋大学経済学部社会経済システム学科3年 上村ゼミナールC

小原良介・伊藤裕次・山田幸寿・飯嶋太郎・富岡大悟

1. はじめに
2. 消費税と所得税住民税の歴史と仕組み
  - (1) 消費税
  - (2) 住民税
  - (3) 所得税
3. 消費税と所得税の制度上の問題点
  - (1) 消費税
  - (2) 所得税住民税
4. 税制改革のシミュレーション分析
  - (1) 税負担の計算について
  - (2) 現状の税負担率とジニ係数
  - (3) 改革後の税負担率とジニ係数
5. おわりに

### 1. はじめに

わが国の社会経済の構造は、21世紀を迎え、少子高齢化、ライフスタイルの多様化、グローバル化、情報化、経済のストック化、地球温暖化などの環境問題への意識の高まりなど、大きく変化している。その一方で、国民の経済社会の先行きに対する閉塞感が深まっている。少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中で、経済社会の様々な構造変化に的確に対応できなければ、日本の経済は低迷の道を進んでゆくかもしれない。

低迷する日本経済の構造改革が叫ばれる中、その大きな柱となって期待されているのが税制改革である。小泉内閣は、聖域なく税制を抜本的に見直す方針を掲げており、日々、税制改革にかかわる記事が新聞紙面を踊っている。特に、所得税と消費税の改革については、国民生活に直接影響を与えるため、関心も高いといえるだろう。本稿では、所得税と消費税に関する税制改革をとりあげ、特に不平等の観点から、あるべき税制改革とはどのようなものであるかについて考察したい。

本稿では、現在の所得税ならびに消費税についての問題を取り上げて、それらの仕組みからみた問題点、さらには税制改革のシミュレーションを行い、不平等度からみた改革の効果について分析を行う。まず第2節では消費税と所得税・住民税の歴史と仕組みを解説し、第3節では消費税と所得税・住民税の問題点を掲げ、第4節では今

後、想定される税制改革のシミュレーションを実施し、第 5 節では本稿で支持したい改革の方向性と今後の課題についてまとめる。

## 2.消費税と所得税住民税の歴史と仕組み

税制改革について考えるときには、制度についてある程度詳しく知ると同時に、過去において税制改革が実行されたときの社会的背景について知ることによって学ぶことが多い。そのため、本格的な議論を行う前に、税制度の歴史と仕組みについて簡単にまとめておくことが重要であろう。このような考察が、現在の税制改革のあり方を決める際に有益な情報を与えてくれる。そこで、本節では、消費税と所得税住民税の歴史と制度について記述する。まずは、消費税について述べていきたい。

### (1) 消費税

消費税が導入されるまで

1970 年、国際通貨危機とオイルショックにより日本は財政危機に陥る。この頃から、一般消費税導入の動きが高まる。「消費税」という言葉が用いられたのは、この年が最初であった。8 年後の 1978 年に、当時の大平内閣が、一般消費税大綱を基盤にして、赤字国債の解消を導入の目的とする一般消費税公約を打ち出した。しかし、選挙では与党が過半数を割る大敗を喫してしまう。この後も、一般消費税への理解はなかなか得られず、特別国会では一般消費税案が否決され、増税をしない財政再建を目指す路線が主流となった。

消費税創設の背景

消費税が正式に導入されたのは 1989 年 4 月 1 日である。このちょうど 1 年前の 1988 年 4 月、政府税制調査会が提出した抜本的税制改革の答申を皮切りに、税制全体における見直しが始まった。そして同年 12 月に、税制改革関連法案が国会で可決、公布されたことを受けて、消費税が創設された。しかし、当時の竹下内閣が、公明党・民社党を抱き込み、消費税法を強行可決、施行したという背景も存在する。このことから、消費税は導入当初から強い反対があった。

「広く公平に消費に負担を求める税」として、消費税の当初の税率は 3%であった。1989 年から 1993 年まで 5 年間、この税率が維持された。そして 1994 年 6 月、「活力ある福祉社会の実現」を目指す点から、税制改革（所得税負担の軽減・消費課税の充実）の答申が税制調査会から出され、再び税制の抜本的見直しが行われる。その結果、同年 11 月に「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律」と「地方税法等の一部を改正する法律」が相次いで国会で可決成立、公布された。この法律改正では、表 1 にあるように消費税における中小事業者に対する特例措置の見直しと、消費税率の 5%への引上げが行われた。消費税 5%のうち、1%は地方消費税として地方税の役割を果たしている点が注目である。

表 1 消費税制度改正のあゆみ

	創設時	1989年4月施行	1991年改正	1994年の税制改革 (1997年4月施行)
中小企業者 に対する 特例制度	税率	3%		5%
	免税点制度 ・適用上限	3000万円		資本金1000万円 以上の新設法人 は不適用
	簡易課税制度 ・適用上限 ・みなし仕入れ率	5億円 90、80%の2区分	4億円 90、80、70、 60%の4区分	2億円 90、80、70、 60、50%の5区分
	限界控除制度 ・適用上限	6000万円	5000万円	
	その他	仕入れ税額控除	帳簿方式	

## (2) 住民税

続いて、住民税の歴史と制度について述べていきたい。

まず、住民税は、都道府県民税と市町村民税から構成され、種類としては個人住民税と法人住民税がある。ここでは、直接個人に関わる個人住民税について説明しよう。

個人の住民税のうち、道府県民税の起源は、1878年の地方税規則によって設けられた府県税戸数割までさかのぼる。当時の府県税戸数割は従前からのならわしにより、課税額が区や町村に割り当てられ、区や町村が種々の要素を考え、いわゆる見立てにより課税していた。その後、1888年に市制と町村制が施行され、市町村は府県税戸数割と所得税に対して附加税を課税することができるようになった。この附加税が後の市町村民税のはじまりである。1898年には府県も所得税に対して附加税を課税することができるようになった。

1921年になって府県税戸数割は従前からのならわしでなく、前年度の国税額などの合理的な基準で市町村に割り当てられ、市町村は1戸を構える人などに所得等の状況、すなわち資力に応じて課税することとされた。さらに、府県税戸数割は1926年に市町村に移り、市町村の特別税として戸数割が創設された。そして、1940年に国税と地方税の抜本改革が行われ、府県税である所得税附加税と市町村税である戸数割が廃止され、新たに市町村民税が創設され、また、1946年には道府県民税が創設された。

さらに、シャープ勧告にもとづいて行われた1950年の税制改革によって、住民税は市町村民税のみとなり、1954年には市町村民税の一部をさいて道府県民税が創設されて今日に至っている。都道府県や市町村などの地方公共団体は、住民の人々に対して日常生活に身近な利便やサービス等、日々の生活のすみずみまで広い範囲にわたりいろいろな行政サービスをしている。そのために必要な費用を地域社会の構成員である住民の人々に広くその能力に応じて負担してもらい、その負担を通じて行政に参加してもらうというのが、自治の基本だが、住民税はまさにこの負担分任の精神を明確にあらわしている租税である。

すなわち、地方公共団体の区域内に居住する人は、その地域内において地方公共団体による行政サービスからの受益を受けていると考えられるので、その負担として住民税が課税されていると考えられる。住民税には、住民の人々の能力に応じて負担してもらうという個人に対して課税される所得割と利子割とがあり、均等の額によって負担する均等割がある。さらに、個人住民税は、均等割、所得割、利子割に区分される。

均等割は個人が等しく負担するものであり、所得割は前年の所得の額に応じて負担するものである。また、利子割は道府県民税のみに設けられているもので受け取る預貯金の利子などの額に応じて負担するものである。均等割の税額は、通常、道府県民税が年額 1000 円、市町村民税が人口により年額 2000 円、2500 円、3000 円となっている。所得割について、まず、定率控除額前の市町村民税と道府県民税の税率は表 2 のようになっている。

そして、定率控除後の住民税の所得割については、表 3 のような計算式によって求められる。定率控除額とは、市町村住民税と道府県住民税に 15% を掛けたもので、控除額の上限は 4 万円である。

**表 2 定率控除額前住民税の所得割税率構造**

課税所得金額	市町村税		都道府県税	
	税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	3%	0 円	2%	0 円
200 万円超	8%	10 万円	2%	0 円
700 万円超	10%	24 万円	3%	7 万円

**表 3 住民税の所得割の計算方法**

所得金額 = 収入 - 給与所得控除	.....
所得控除額合計	.....
課税所得 = -	.....
市町村税 = × 税率 - 速算控除	.....
都道府県税 = × 税率 - 速算控除	.....
定率控除額 = ( + ) × 15% ( 上限 40,000 円 )	.....
市町村税の定率控除額 = / ( + ) ×	.....
都道府県税の定率控除額 = -	.....
定率控除後所得割 ( 市町村税 ) = -	.....
定率控除後所得割 ( 都道府県税 ) = -	.....
住民税 ( 均等割除く ) = +	

表 2、3 からわかるように住民税は、課税所得金額が多いほど税率も高くなる累進課税の構造をもっている。

### (3) 所得税

最後に所得税についての歴史と制度を述べていきたい。

明治維新以降、国家機能の充実や度重なる戦争の勃発により財政需要が逼迫すると、既存の税の税率引き上げや、新税の導入が行われた。1887年の所得税の導入はまさにこうした事情を背景に行われたものであり、そして農民と商工業者、資産の保有等に応じた負担の均衡を図る目的でもあった。この当時の税制の中心である地租が、毎年一定の税収しか望めないのに対して、所得税の導入により経済の発展にともない税収の増加が期待できるようになったのである。そして、その税収に占める割合は昭和初期にかけて急上昇していった。

第2次大戦後、1950年にシャウプ税制ができて、その税制が特に強調したのは、直接税、特に所得税および法人税を中心とした租税体系の樹立であった。しかし、シャウプ税制は、執行上いろいろな困難な面があり、また戦後復興期の社会経済の実情に必ずしも適合しない面もあって、シャウプ税制導入直後から修正が行われた。例えば、執行上の困難から1953年に富裕税が廃止されたことが挙げられる。そして、高度経済成長期のころには、税収の中における所得税の占める割合が大半となっていた。そして、バブル崩壊後、資産デフレを防ごうとして行った1994年の5.5兆円の特別減税以降、表4にあるように毎年のように減税政策を行ってきた。

表4 1994年以降の個人所得税の主な動き

個人所得課税		
1994年		特別減税(5.5兆円)
1995年	先行減税の実施(3.5兆円)・・・制度減税	特別減税(2兆円)
1996年		特別減税(2兆円)
1997年		
1998年	恒久的減税 ↓ 個人所得課税(4.1兆円) 最高税率引き下げ(65%から50%) 定率減税	特別減税(当初分2兆円) (追加分2兆円)
1999年		
2001年		

(備考) ↓は減税が持続していることを意味する。

次に、所得税の仕組みについて述べる。所得は10種類に分けられる。具体的には、給与所得、事業所得、退職所得、利子所得、配当所得、不動産所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得である<sup>1</sup>。ここで、所得税額の計算式は以下のようにまとめられる。

<sup>1</sup> なお、給与所得者の出張旅費、通勤費や、日常に使う家具や衣類などの譲渡による所得、学資及び扶養義務者の扶養のために受ける金品、宝くじの賞金などは非課税所得と呼ばれ所得税は課されない。

$$\text{税額} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額} - \text{定額減税額}$$

**表 5 所得税の税率構造**

課税所得金額	税率
330万円以下	10%
330万円超から 900万円以下	20%
900万円超から 1800万円以下	30%
1800万円超	37%

所得税と住民税では、納税者の事情を考慮して、15種類の所得控除を認めている。税率については、表5のようになっている。すなわち、所得税も同様に課税所得金額が多いほど税率も高くなる累進課税の構造をもっている。

次に、税額控除額であるが、これは一定の要件に該当する場合に課税所得金額に税率をかけた所得税額から一定額を控除するものである。たとえば、配当所得がある場合に原則として配当所得額の10%または5%相当を控除する配当控除、日本で課税される所得の中に外国で生じた所得があり、その所得に外国の所得税に相当する税金が課税されている場合に一定額を控除する外国税額控除、一定の要件に当てはまる住宅の取得や増改築等をした場合に、その取得や増改築等のための借入金等の年末の残高の合計額をもとに計算した額をいつ居住の用に供したかに応じて一定期間控除する住宅借入金（取得）等特別控除等がある。

このほかに、定額減税額がある。定額減税とは、1994年に始まった特別減税の流れを受けたもので、現在では25万円を限度とした所得税額の20%相当にあたる額を差し引くというものである。

### 3.消費税と所得税の制度上の問題点

前節で紹介された消費税と所得税の仕組みを受けて、本節では制度上の問題点について指摘しておきたい。今後の税制改革では、本節で掲げる問題点をいかに解決するか、この点についても改革論議において重要である。以下では、消費税、所得税の順番で述べていこう。

#### (1) 消費税

消費税の増税が何故懸念されるのか。それは、消費税にいくつかの問題点が存在するからである。これから論じる問題点を解決しないまま、増税に踏み切るとは極めて難しいといえる。ここでは、消費税が抱える問題点を挙げていくことにする。

##### 税負担の逆進性

消費税が家計に与える影響を考える上で、逆進性は大きな問題となっている。所得税は高所得者ほど税額が上昇するという構造が、消費税の場合は税の逆進性により、高所得者

よりも低所得者の負担が増えてしまう。では、実際どのくらいの負担になるのか。表 6 にまとめてみた。

**表 6 消費税率の引き上げによる家計への影響と逆進性の強まり**

所得区分	年間給与収入	3%での年間消費税負担	負担率	5%での年間消費税負担	負担率	消費税増
	3,818,488	71,182	1.86%	118,636	3.11%	47,454
	13,832,376	210,619	1.52%	351,301	2.54%	140,412

(備考) 単位：円 / 家族 4 人、有業者 1 人の標準勤労者世帯のデータで独自に試算。

表 6 は総務省統計局 (2002) 『家計調査年報』にある十階級の年間給与収入をもとにそれぞれの項目の数値を出している。しかし、ここではあえて第一所得階級と第十所得階級の 2 つのデータのみを抜粋した。は最低所得の家計、は最高所得の家計である。ここで注目すべきは負担率の数値である<sup>2</sup>。家計 と の負担率を比べると、3%の場合は 0.34 ポイント、5%の場合は 0.57 ポイント、家計 が家計 を上回っているのがわかる。つまり、消費税率を上昇させることで、低所得者層の負担増に拍車をかけてしまう。

#### 益税問題

消費税は、消費者が物品を購入する際に事業者払い、事業者が国に納税する間接税である。しかし、消費税の一部が国に納められず、事業者の手元に残ってしまう「益税問題」がある。現行制度では、年間売上高 3000 万円以下の事業者の免税が免除されている点、そして年間売上高 3000 万円以上 2 億円以下の事業者に対し簡易課税制度が設けられている<sup>3</sup>。現在、免税事業者が事業者全体の 6 割強 (約 368 万人) いることから、免税事業者の手元には何億もの未納消費税が残っていることになる<sup>4</sup>。

#### 滞納問題

通常、事業者が消費税を国に納付するのは年 4 回 (中小事業者は年 2 回) である。納付

<sup>2</sup> 年間消費税負担 ÷ 年間給与収入で計算されている。

<sup>3</sup> 簡易課税制度とは、納税義務者の選択により、売上にかかる消費税額の一定割合を仕入税額とみなして計算する方法である。この制度には、中小事業者のみの適用であることと、みなし仕入率の存在といった 2 つの特徴がある。みなし仕入率とは、仕入税額控除を計算する際に用いる、業種毎に決められている仕入税額の基準割合のことである。業種毎の割合は以下の通りである。

#### みなし仕入率の区分

第 1 種事業	90%	卸売業
第 2 種事業	80%	小売業
第 3 種事業	70%	農業・林業・鉱業・建設業・製造業・電気業等
第 4 種事業	60%	飲食業・金融業・保健業等
第 5 種事業	50%	不動産業・運輸通信業・サービス業全般等

<sup>4</sup> 横須賀不動産鑑定事務所 FAX NEWS (2002 年 4 月 28 日版) より参照。

時期が来るまでの期間、経営難で資金繰りに苦労する事業者が経営資金（運転資金）に消費税を充ててしまうことが多い。近年の景気低迷の影響を受け、滞納額は現在、約 6000 億円とも言われている<sup>5</sup>。

## （２）所得税住民税

所得税住民税は、表 4 にあるように、幾度も繰り返された減税の結果、主要国との比較において、税負担水準（税収の対国民所得比、個々人の税負担割合等）が極めて低く、所得税が本来果たすべき財源調達や所得再分配などの機能を果たしていないことが懸念されている。特に重要な問題点を以下に挙げてみた。

### 課税最低限をどの程度にするか

就業者総数に占める非納税者の割合や課税最低限の高さが指摘できる。個人所得税に関して、就業者のおよそ 4 分の 1 程度は非納税者である。また、およそ 8 割のサラリーマンが、課税所得金額が 330 万円以下であるために税率 10%の区分にいたのである。これは諸控除の積み上げによるものであり、すべての納税者の課税所得金額に左右する。

また、今後高齢化の急速な発展に伴って、公的年金等の控除が増えていくが、生産労働人口の減少に伴って、税金を払う人が少なくなるために税収は減っていくという悪循環へとますます進むことになる。この空洞化を是正するためには、課税最低限を引き下げるべきである。

もうひとつの観点から、課税最低限の引き下げについては、高所得者にだけ負担がかかるのを防ぐためである。人々の所得への意欲を奪ってはならない。所得に関する控除は現在合計で 20 種類あり、もともとは、戦後、社会保障制度が発達していなかったため、その代わりとしてできたものが多くある。それに加えて、低所得者が多くその人たちを助けるためということも考慮したためであるが、税制で社会保障を補完する時代は終わったのではなからうか。特に、次に述べる配偶者特別控除の問題と絡めて考えていきたい。

### 配偶者特別控除の問題

配偶者特別控除は 1961 年に、自営業者の給与をもらっていない家族に対して一定額の控除を認める規定を作るときに、サラリーマンの妻にも同じようなものを作る、という目的のもとで設けられた。その後、妻がパートで働くなどして現行年収で 103 万円を越えてしまうと、世帯全体の手取りが減ってしまう問題を解決するために 1987 年、配偶者控除にくわえて最高 38 万円までの配偶者特別控除が設けられた。

ところが、女性の社会進出がますます目立つようになって来た今日では、共働きの世帯は専業主婦の世帯の数を上回るようになった。その中で、フルタイムで働く上、家事も育児もやる女性には何も無いのに、専業主婦だけ控除が認められるのは不公平ではないかという声が強まってきた。これは至極当然のことである。控除制度は時代の変化に合わせて

---

<sup>5</sup> 横須賀不動産鑑定事務所 FAX NEWS（2002 年 4 月 28 日版）より参照。

変えるべきである。

このように、現在の税制には様々な問題点が指摘されており、それを是正するのが今回の税制改革であると考えられる。しかしながら、本当に政府が想定している税制改革によって、諸問題が解決できるものであろうか。この点を明らかにするには、データを用いた分析によるしかないであろう。

#### 4. 税制改革のシミュレーション分析

本節では、現実のデータを用いて、税負担を計算することで、現状の税制を評価し、さらにシミュレーションを実行することで、あるべき税制改革の姿をさぐることを目的とする。特に不平等の観点から税制改革を評価していきたい。

##### (1) 税負担の計算について

まず、所得階級別の収入データについては、総務省統計局(2002)『家計調査年報』にある十分位階級の世帯主収入と配偶者の収入を利用する。この世帯主収入から、給与所得控除、配偶者控除、配偶者特別控除、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除を差し引くことで、所得税の課税ベースを計算し、超過累進構造の税率を掛け合わせることで、所得税額を算出した。

ただし、すべての世帯は専業主婦世帯を想定し、各十分位の世帯人員が2人を越える場合、その人員は扶養者であると考えている。ここで、世帯人員が1以下で、小数になる場合があるが、その場合は小数を使って配偶者控除などの計算を行っている。同様に、住民税についても、所得税と同じようにして計算している。

さらに、各分位の消費支出額をもとにして、たとえば5/105を乗じることで、消費税負担額を各分位ごとに計算した。

##### (2) 現状の税負担率とジニ係数

以上のようにして、各分位の収入と税負担額が明らかになったので、税負担額/世帯収入によって税負担率を計算することができる。ここで、世帯収入とは、世帯主収入に配偶者の収入を足したものとして定義している。さらに、次のようにケース分けを行った。

(ケース1) 消費税負担額/世帯収入

(ケース2) 住民税負担額/世帯収入

(ケース3) 所得税負担額/世帯収入

(ケース4) (所得税負担額+住民税負担額)/世帯収入

(ケース5) (所得税負担額+消費税負担額)/世帯収入

(ケース6) (住民税負担額+消費税負担額)/世帯収入

(ケース7) (所得税負担額+住民税負担額+消費税負担額)/世帯収入

これらのケースが考えられ、各分位の税負担率の結果は表7の通りである。ケース1よ

り、消費税の負担率は低所得者層に対して高く、これは逆進性の構造をもっていることがわかる。そしてケース 2、3 では、住民税、所得税ともに累進性の構造をもっていることもわかる。

表 7 現在の各分位の税負担率の計算結果 (%)

ケース										
1	3.94	3.40	3.32	3.24	3.05	2.89	2.77	2.68	2.64	2.28
2	1.43	1.71	1.81	1.91	2.15	2.59	2.79	3.23	4.08	5.64
3	0.96	1.07	1.19	1.33	1.47	1.88	2.18	2.76	3.21	3.99
4	5.37	5.12	5.13	5.14	5.20	5.47	5.57	5.90	6.72	7.92
5	2.39	2.78	3.00	3.24	3.62	4.47	4.98	5.98	7.29	9.63
6	4.90	4.47	4.51	4.57	4.52	4.77	4.96	5.43	5.85	6.28
7	6.33	6.18	6.32	6.47	6.67	7.36	7.75	8.66	9.93	11.92

(備考)筆者らによる独自試算。

表 8 ジニ係数の計算結果

ケース	ジニ係数
世帯収入	0.264225
世帯収入 - 所得税負担額	0.257077
世帯収入 - 住民税負担額	0.258667
世帯収入 - 消費税負担額	0.266432
世帯収入 - 所得税負担額 - 住民税負担額	0.251136
世帯収入 - 所得税負担額 - 消費税負担額	0.259147
世帯収入 - 住民税負担額 - 消費税負担額	0.260766
世帯収入 - 所得税負担額 - 住民税負担額 - 消費税負担額	0.253079

(備考)筆者らによる独自試算。

続いて、各ケースのジニ係数を計算した。ここで、ジニ係数とは、所得の不平等度を測る指標であり、1 のとき完全不平等、0 のとき完全平等となる。ジニ係数 GINI の定義は以下の通りである。

$$GINI(X) = \frac{1}{2N^2\bar{X}} \sum_{i=1}^N \sum_{j=1}^N |X_i - X_j|$$

ただし  $\bar{X}$  は平均所得である。

$$\bar{X} = \frac{\sum_{n=1}^N X_n}{N}$$

このままでは測定することが困難であるが、分布 X が  $X_1, X_2, \dots, X_N$  となるように並べられていることを仮定し、若干の数式展開を行えば、上式は以下のような計算しやすい形

に変形できる。

$$GINI(X) = 1 + \frac{1}{N} - \frac{2}{N^2 \bar{X}} [NX_1 + (N-1)X_2 + \dots + X_N]$$

これを上記の各ケースの分子部分に適用したものが、表 8 である。

この結果から、消費税だけを負担することが、最も不平等度が高く、逆に所得税と住民税をいっしょに負担したときが最も完全平等に近づくことがわかった。

### (3) 改革後の税負担率とジニ係数

さて、ここでは所得税と消費税に関する改革を想定し、家計の税負担とジニ係数を算出することで税制改革を評価する。本稿で想定する税制改革は、目下、政府税調が検討している配偶者特別控除ならびに特定扶養控除の廃止と、長期的な懸案事項である消費税の増税である。

(a) 所得税ならびに住民税の配偶者特別控除の廃止

(b) 所得税ならびに住民税の特定扶養控除の廃止

(c) 消費税の増税 (10%)

すなわち、現在の税制改革の論議において話題となっている改革案について取り上げている。これらの改革を実行したときの税負担率の計算結果は表 9 のようになった。

表 9 改革後の各分位の税負担率の計算結果 (%)

ケース										
1	2.71	3.16	3.20	3.21	3.42	3.65	3.86	4.55	5.64	7.44
2	7.88	6.81	6.64	6.48	6.11	5.77	5.55	5.35	5.28	4.56
3	1.30	1.47	1.49	1.50	1.58	1.91	2.24	2.81	3.28	4.06
4	10.59	9.97	9.84	9.69	9.52	9.42	9.41	9.90	10.92	12.00
5	4.01	4.63	4.69	4.71	4.99	5.56	6.10	7.35	8.92	11.50
6	9.18	8.28	8.13	7.97	7.68	7.68	7.79	8.16	8.56	8.62
7	11.89	11.43	11.33	11.19	11.10	11.34	11.65	12.71	14.20	16.06

(備考) 筆者らによる独自試算。

さらに、ジニ係数も先と同様に計算した。表 9、10 より、消費税を 5%増税した場合は不平等度が上がり、一部の控除を廃止した場合は不平等度が下がることがわかった。ここで、ジニ係数の変化率をとることで、税制改革による不平等度への影響を測定する。

なお、ジニ係数の変化率は次のようにして計算できる。

ジニ係数の変化率 (%) = 100 × (改革後ジニ係数 - 改革前ジニ係数) ÷ 改革前ジニ係数

この式により、ジニ係数がどの程度悪化もしくは改善したかがわかる。

表 10 改革後のジニ係数の計算結果

ケース	ジニ係数
世帯収入	0.264225
世帯収入 - 所得税負担額	0.256176
世帯収入 - 住民税負担額	0.259132
世帯収入 - 消費税負担額	0.268771
世帯収入 - 所得税負担額 - 住民税負担額	0.250599
世帯収入 - 所得税負担額 - 消費税負担額	0.260455
世帯収入 - 住民税負担額 - 消費税負担額	0.263492
世帯収入 - 所得税負担額 - 住民税負担額 - 消費税負担額	0.254644

(備考) 筆者らによる独自試算。

表 11 改革によるジニ係数の変化

	世帯収入 - 所得税額 - 住民税額	世帯収入 - 消費税額
改革前ジニ係数	0.259	0.266432
改革後ジニ係数	控除廃止 0.250	消費税 5%増税 0.268771
変化率 (%)	- 3.2985%	0.878%

(備考) 筆者らによる独自試算。

表 11 の結果より、一部の控除を廃止した場合のジニ係数の変化は - 3.2985%で(所得税のみで - 0.35%、住民税のみで 0.18%) 消費税 5%増税(消費税を 10%にする)のジニ係数の変化は 0.878%である。すなわち、消費税 10%にするケースが一部の控除を廃止したケースよりも不平等になる。したがって、一部の控除廃止ケースは不平等に悪影響を及ぼさないため、望ましいと考える。また、税収の面では一部の控除廃止ケースは消費税 5%増税ケースの約 2 分の 1 の増収をもたらす。

この結果、配偶者特別控除の一部を廃止することは、現在のジニ係数を低くして不平等が改善されることがわかった。さらに消費税を 10%にするよりも、増税にならないこともわかった。この政府税制調査会が示す改革のシミュレーション分析を踏まえた上で、本稿での改革の方向性を示していきたい。

## 5. おわりに

本稿で支持する基本的な改革の方向性は以下のとおりである。

まず、消費税に関しては、不平等化をもたらすことが問題点として示された。消費税の逆進性を緩和する政策として挙げられるのが、複数税率である。複数税率とは、商品によって課税する税率を変えることをいう。複数の税率を設けることで事務作業が煩雑化してしまうという問題点もあるため、導入に懸念を示す声は多い。しかし、良く売れる商品(生活必需品等)には低い税率、あまり売れない商品(高級品、贅沢品等)には高い税率を設定することで、低所得者層の負担を少しでも軽減しようという、所得再分配の狙いがある。

また、所得課税は、これまでの減税の方策として、様々な控除が拡充されてきた。その結果、課税最低限の水準は上昇し、就業者の約 4 分の 1 が非納税者となっていることや税負担水準自体も主要国と比べてとても低い水準となっている<sup>6</sup>。これについては、幅広く公平に負担をする、所得を得た人は税金を払うというようにシンプルにしていくべきであり、課税最低限は引き下げられるべきである。また、配偶者控除や配偶者特別控除の存在が、結婚した女性の就業を妨げとなっているという意見もあるが、これについては、配偶者に対する一定の配慮は必要であるとしても、現状では、他の控除とのバランスにも欠けるため、配偶者控除は残して、配偶者特別控除は基本的に廃止すべきである。

現在の日本は、不平等化しており、それをさらに悪化させるような消費税の増税はなるべく避けたい。不平等を少しでも平等にしていくため、特別控除を整理していくべきである。また、所得税を支払う人が少なくなっているために「空洞化」という問題が出てきている。空洞化を食い止めるためにも、できるだけ課税対象を広げていくべきで、特別控除を廃止すべきである。特別控除の廃止は、所得税を負担する人を増やすことになるが、そのことがかえって、納税者の意識を高めて、政治離れを食い止める一助となるだろう。

最後に現在の税制は、戦後間もないころの状況を基準に、社会保障の問題、低所得者層が多いという理由で税制が確立されてきた。しかし、もはや現行の制度では、現代社会に対応しきれていないのではないか。

第 2 節で述べているように、これまで日本の税制は、経済・社会情勢の変化と密接関係で変遷してきた。今後とも、その時代時代の要請に応じながら税制の見直しを行っていくことが大切であろう。現代社会では、人々のライフスタイルそのものが多様化してきている中で、税制とは基本的にどういう働きをすべきかを考えたものにしていく必要がある。そして、社会がどのような変化をしているかを把握して、これらに対応した税制、不平等にならない税制というものを構築していくべきである。

少子・高齢化社会の下では、今まで以上に、皆で税の負担を広く分かち合う必要がある。そのうえで、不平等度をできるだけ小さくするためには、どのような税制改革を行えばよいかを検討するべきである。

## 参考文献

アサヒ・コム キーワード (<http://www.asahi.com/business/keyword/index.html>)

国税庁タックス・アンサー (<http://www.taxanser.nta.go.jp/>)

国税庁ホームページ「日本における税務行政」(<http://www.nta.go.jp/>)。

財務省ホームページ (<http://www.mof.go.jp/>)

篠田武司・浅野清編 (2000) 『21 世紀の経済社会』 八千代出版。

---

<sup>6</sup> 財務省ホームページによると、夫婦子 2 人の給与所得者で考えた場合の所得課税 (所得税・個人住民税) の実効税率は、ドイツ 39.9%、イギリス 35.4%、フランス 31.7%、アメリカ 30.0%、日本 29.7%となっている。

総務省統計局統計センターホームページ ( <http://www.stat.go.jp/> )

田中勝人 ( 2001 ) 『経済統計』岩波書店。

東京都主税局ホームページ ( <http://www.tax.metro.tokyo.jp/shitsumon/a-01.htm> )

毎日新聞 ( 2002 ) 9月11日。

日本経済新聞 ( 2002 ) 「税制改革 2006年度完了」6月8日。

矢野浩一郎 ( 2000 ) 『地方税財政制度』学陽書房。

横須賀不動産鑑定事務所FAX NEWS ( <http://www.yokosuka.jp/yfn/yf-00242.htm> )。

FPS-NET ホームページ ( <http://www.fps-net.com/> )

Taxpayer's EYE ( <http://www.tax-eye.jp/> )

YOMIURI ON-LINE @Money ( <http://www.yomiuri.co.jp/atmone> )